

防止法（1968年）などで、水質や臭いなどへの規制もあるが、基本は「廃棄物」としての畜産ふん尿の処理をいかに好ましい方向に誘導できるかにあると考えられる。肥料の使用量や堆肥の散布時期等まで細かに規制することも含めて、総合的に検討し直す時期に来ていると言えよう。同時に、一方的な規制だけではなく、行政的・地域的支援の充実が必要であることも指摘しておきたい。

(注)

- (1) 詳しくは、發地喜久治「都市近郊におけるふん尿処理システムの課題—神奈川県伊勢原市の事例を中心として—」『酪農学園大学紀要』第20巻1号、1995を参照。
- (2) 永田恵十郎『地域資源の国民的利用』農文協、1988年、p.222, p.234。
- (3) 『河川環境保全のあゆみ』根室管内漁協専務参事会、1992年、p.263。